

承認第1号

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：税務課】

令和4年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、令和4年4月1日から施行される内容に関し、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) 固定資産税

① 土地に係る固定資産税の負担調整措置

景気対策及び税額の激変緩和の観点から、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅の上限を、評価額の2.5%（現行5%）とする。

【付則第12条の改正規定】

② 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設

特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地について、固定資産税の課税標準を、最初の3年間分、価格に4分の3を乗じて得た額とする。

【付則第10条の2の改正規定】

③ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直し等

下水道除害施設について、特例の適用対象を新たに下水道が整備されたことにより除害施設の設置義務が生じる者が取得するものに限定し、固定資産税の課税標準を、価格の5分の4（現行4分の3）とした上で、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長する。

【付則第10条の2の改正規定】

④ 省エネ改修を行った既存住宅に係る税額の減額措置の拡充等

断熱改修等を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象の見直しを行った上で、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長する。

【付則第10条の3の改正規定】

⑤ 固定資産課税台帳の閲覧等

固定資産課税台帳の閲覧等を行うことにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、総務省令で定める措置を講じた台帳を閲覧等に供することができることとする。

【第81条の5及び第81条の6の改正規定】

(2) その他法令の改正による条文整理等所要の改正

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の斑鳩町町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例によります。